(4)*(5)(略)

(削除*)* (削除)

(削除)

(6)「注2」に係る規定は、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を美施した除 に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検 討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号B 011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合に は(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結 果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査

イ<u>大腸癌におけるRAS遺伝子検査</u> ウ乳癌におけるHER2遺伝子検査

工 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

<u>オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査</u> カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

ク胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA

<u>2遺伝子検査</u> (削除) (10)「2」結果説明時については、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、特定の 遺伝子の変異の評価を行った際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果 を標準治療の終了後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針 等について文書を用いて患者に説明する場合にも算定できる。なお、この場合には(2)から (9)までを満たすこと。

(11)「1」検体提出時と「2」結果説明時は一連であるため、「1」検体提出時については区分番号「D026」の検体検査判断料及び区分番号「D027」の基本的検体検査判断料は算定できない。

• 検査料

日本ヘルスケアプランニング株式会社作成 2022年2月1日

<u>"快宜科</u>	2科 日本ペルスケアフランニング 株式会社作成 2022年2月1			
解釈番号	改定後	現行	現行届出済	改定対応済
	第21 遺伝カウンセリング加算 1 (略) 2 検体検査判断料の注6に規定する遠隔連携遺伝カウンセリングに係る施設基準 (1) 1に係る届出を行っている保険医療機関であること。 (2) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有する保険 医療機関であること。	第21 遺伝カウンセリング加算 1 (略) (新設)		
	3 届出に関する事項 (<u>1)</u> (略) (<u>2) 「2」については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要 はないこと。</u>	2 届出に関する事項 (略)		